

安心塾バイト認証制度 認証マーク使用手引き

第1章 総則

(趣旨)

1-1 公益社団法人全国学習塾協会(以下「協会」という。)から安心塾バイト認証マーク(以下「認証マーク」という。)認証付与を受けた者(以下「認証事業者」という。)が、認証マークを使用する場合の表示及び使用条件等については、本手引きに定めるところによる。

(定義)

1-2 この規約において使用する主な用語及び定義は、次による。

一 登録番号 協会が認証マーク付与に当たって付与事業者に付する番号をいう。

第2章 マークの使用

(使用できる範囲)

2-1-1 認証事業者は、認証マーク付与の範囲を超えて認証マークを使用してはならない。

2-1-2 認証事業者は、認証マークを、名刺、ホームページ、宣伝・広告用資料、封筒、便箋その他これに類するものに使用することができる。

1-3-3 認証事業者は、設備、施設又は製品(サービスを含む。)そのものが認証マーク付与を受けているとの誤認を招くような方法で、認証マークを使用してはならない。

(使用条件)

2-2 認証事業者は、認証マークの使用権について、貸与、再許諾、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。

(有効期間)

2-3 認証事業者は、認証マークを、認証マーク付与契約(以下「付与契約」という。)で定める有効期間内においてのみ使用することができる。

(表示)

2-4 認証事業者は、認証マークを、別紙1の規定に従って、表示しなければならない。

(返還及び廃棄)

2-5 認証事業者でなくなった者は、ただちに認証マークの使用を中止し、協会から受領した認証マークのロゴデータその他一切の資料(バックアップのための複製を含む。)を、速やかに協会に返還し、又は協会の指示に従って廃棄しなければならない。協会は、廃棄を指示したときは、廃棄した旨の証明書の提出を求めることができる。

第3章 権利の保全

(協力)

3-1-1 認証事業者は、協会が認証マークに係る権利の保全を行う場合は 誠意をもってこれに協力しなければならない。

3-1-2 認証事業者は、第三者が認証マークに係る権利を侵害していることを発見した場合、速やかに協会に連絡するものとする。

(第三者との紛争の解決)

3-2 認証事業者がこの本手引きに反して認証マークを使用したことにより、協会が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、認証事業者は、自己の費用と責任においてこれを解決し、協会に何らの負担もかけないものとする。

(違反に対する措置)

3-3 認証機関は、本手引きに違反した認証事業者に対し、是正措置の要求、認証マークの使用停止、付与契約の解除、違反事実の公表又は法的措置等を講じることができる。

第4章 改正

(改正手続)

4-1 本手引きの改正は、認証判定委員会の審議を経て協会が行う。

【別紙 1】

(1) 認証マークのデザインコンセプトは、次の通り。

鉛筆は学習塾を表し、ハートは従事するアルバイトの安全を表し、これらを囲む円形は認証基準を満たしていることを表している。

(2) 認証マークは、下記に示すように、マーク部及び事業者番号により構成する。



(3) 登録番号

- 登録番号は、公益社団法人全国学習塾協会が採番して決定する。
- 登録番号は全 8 桁とし、表示は下記のようにする。

nnnnnn (mm)

nnnnnn

事業者番号で、6 桁の数字で表す。認証事業者に対して、協会が認証決定順に採番する。更新しても変更しない。

mm

付与の回数を示す () 付きの 2 桁の数字で、01 からはじめ更新毎に 1 ずつ増加する。付与の回数を示す番号の表示は、認証マーク事業者の任意とする。

(4) 認証マークを表示できる場所等

1. 認証マークは、認証付与決定された範囲で表示することができる。
2. 認証マークを表示できる場所等は以下の通り。

- 店頭
- 契約約款
- 説明書
- 宣伝・広告用資料
- 封筒
- 便箋
- 名刺

◦ホームページ 等

(5) 認証マークを無断で使用することを禁じる。無断で使用した場合には、法的措置を講ずることがある。

(6) WEB サイトでの認定マークの使用

1. 画像データについて

・必ず協会から配布された電子データを原データとして使用してください。配布した電子データ以外の使用を禁じます。

・画像の縦横比率は変更不可です。また、名刺等に印刷をする場合においても、登録番号が確認できる大きさで使用してください。

2. リンク先の設定について

認証マークを“ボタン化”し、クリックすると安心塾バイト認証制度ウェブサイトへジャンプできるよう設定してください。